



内閣府

平成29年12月7日
～美ら島の未来を拓く～
内閣府沖縄総合事務局
陸運事務所

白タク行為に対する行政処分について

平成29年7月25日の新聞報道を受け、道路運送法に基づき、平成29年8月2日、内閣府沖縄総合事務局陸運事務所が中国籍の旅行会社社長に対し、立入検査を実施したところ、法令違反(白タク行為)が確認されたことから、陸運事務所長は下記のとおり、行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 氏名及び住所

氏名 : 喬 治(キョウ ジ)
住所 : 沖縄県中頭郡中城村字南上原

2. 行政処分年月日

平成29年12月5日(火)

3. 行政処分等

自家用自動車の使用制限

平成29年12月15日から平成30年2月12日まで(60日間)

4. 確認された違反内容及び違反事項

国土交通大臣(沖縄総合事務局長)の許可を受けず、旅客自動車運送事業を営じたこと。(道路運送法第4条第1項違反)

【お問い合わせ先】

沖縄総合事務局陸運事務所 輸送部門 新里・伊良波
直通:098-877-5140 FAX:098-876-7233
〒901-2134 沖縄県浦添市港川512-4